

県営建設工事を落札された皆様へ
(県内業者への下請等発注要請について)

皆様に置かれましては日頃、県政の推進に多大のご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

建設産業は元請建設業者から各種資材業者等に至るまで裾野が広く、地域経済に波及効果の大きい産業であることから、県内業者の受注機会の拡大を図るため、これまでも建設資材について県内の資材販売業者から購入するようにご協力をお願いしてまいりました。

しかしながら、長引く景気低迷により建設投資が減少する中、県内業者の受注機会の拡大を図るため、皆様の一層のご協力が必要な状況にありますので、下記によりご協力をお願いします。

記

1 下請発注について

工事の施工に当たり、下請契約を締結する場合には、当該契約の相手方を岩手県内に主たる営業所（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 7 条における経營業務の管理責任者を置く営業所をいう。）を有する者の中から選定するよう要請いたします。

2 建設資材発注について

工事の施工に当たり、建設資材に係る納入契約を締結する場合には、当該契約の相手方は岩手県内に主たる営業所（会社の場合は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 7 編第 4 章第 2 節の規定により登記した本店をいう。）を有する者の中から選定するとともに、調達する建設資材は岩手県産とするよう要請いたします。